

厚生労働省長崎労働局発表
平成27年9月7日（月）

長崎労働局労働基準部賃金室
賃金室長 大月 勝之
室長補佐 上戸 秀則
電話 095-801-0033 内線 308

平成27年度長崎県最低賃金が改正されました 「時間額694円」

～平成14年以降最も大きい引上げ額～

長崎労働局長（大塚崇史）は、長崎地方最低賃金審議会（会長 井手瑛智子）から平成27年度長崎県最低賃金の引上げについて答申を受け、本日、答申通り長崎県最低賃金を改正する旨の官報公示を行いました。

長崎県最低賃金は、現在の時間額677円から17円引上げられ、**平成27年10月7日（水曜日）**から**1時間694円**となります。

今回の引上げ額は平成27年7月30日に中央最低賃金審議会が提示した目安額（+16円）を1円上回る17円（引上げ率2.51%）となり、長崎県最低賃金が時間額単独表示となった平成14年以降最も大きい引上げ額（17円）となります。

長崎労働局では、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）と共に、最低賃金の周知徹底に努めると共に関係機関等に協力をいただきながら周知を図っていきます。

※過去5年間の長崎県最低賃金額及び引上げ率

年 度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
効力発生日	H23.10.12	H24.10.24	H25.10.20	H26.10.1	H27.10.7
最低賃金額	646円	653円	664円	677円	694円
引上げ額	4円	7円	11円	13円	17円
引上率(%)	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51

平成14年度以降の長崎県最低賃金の推移

年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
効力発生日	H14.10.6		H16.10.1	H17.10.1	H18.10.01
最低賃金額	605円	改定なし	606円	608円	611円
引上げ額	1円		1円	2円	3円
引上率(%)	0.17		0.17	0.33	0.49

年 度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
効力発生日	H19.10.21	H20.10.30	H21.10.10	H22.11.4	H23.10.12
最低賃金額	619円	628円	629円	642円	646円
引上げ額	8円	9円	1円	13円	4円
引上率(%)	1.31	1.45	0.16	2.07	0.62

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
効力発生日	H24.10.24	H25.10.20	H26.10.1	H27.10.7
最低賃金額	653円	664円	677円	694円
引上げ額	7円	11円	13円	17円
引上率(%)	1.08	1.68	1.96	2.51

※長崎県の最低賃金は、平成14年度から日額がなくなり時間額のみとなっています。